

連合会の社会保険労務士名簿に登録を受ける

登録を受けようとする者は、登録申請書、添付書類、登録免許税及び手数料等を、次の区分に応じ、それぞれの場所が所在する都道府県の区域内に主たる事務所を有する社会保険労務士会（以下、経由社会保険労務士会という。）を経由して提出します。

社会保険労務士は、連合会の社会保険労務士名簿に登録を受けた時に、当然、経由社会保険労務士会の会員となります。

区 分	経由社会保険労務士会
1 開業社会保険労務士となろうとする者が、事務所について、次の登録を併せて受けるとき ① 名称 ② 所在地	事務所所在地の属する 都道府県社会保険労務士会
2 社会保険労務士法人の社員になろうとする者が、常駐する社会保険労務士法人の事務所について、次の登録を併せて受けるとき ① 名称 ② 所在地	事務所所在地の属する 都道府県社会保険労務士会
3 事業所（社会保険労務士又は社会保険労務士法人の事務所を含む。以下同じ。）に勤務しようとする者が、勤務先事業所について、次の登録を併せて受けるとき ① 名称 ② 所在地	事業所所在地の属する 都道府県社会保険労務士会
4 上記1から3以外で社会保険労務士の登録を受けようとする者	その者の住所地の属する都道府県社会保険労務士会
注) 開業社会保険労務士となろうとする者は、実際に事務所を設け、事務所の名称を決めてから登録を受ける事になります。同じように、社会保険労務士法人の社員となろうとする者も、予め、社会保険労務士法人の事務所を決めてから社会保険労務士法人の社員の登録を受ける事になります。	